水産業競争力強化緊急事業業務要領（別添１）

○広域浜プラン緊急対策事業のうち広域浜プラン策定支援
第１　浜の活力再生広域プラン策定支援

（水漁機構が行う業務）

第１条　水漁機構は、浜の活力再生広域プラン策定支援(以下、別添１において「本事業」とする。）の実施に当たり、以下の業務を行う。

１　運用通知第３の２－１０の（３）のアの（ア）のａの（ｄ）事業実施手続（以下、「運用通知の事業実施手続き」とする）において事業実施主体が行うものとされた事項

２　運用通知第３の２－１０の（３）のアの（ア）のａの（ｇ）事業実績報告（以下、「運用通知の事業実績報告」という）において事業実施主体が行うものとされた事項

３　事業実施者に対する交付決定等の通知

４　本事業の事業実施者の事業計画等の情報を記載した管理簿を整理する。

５　本事業に関する水産庁長官への情報提供及び調整

（事業の実施手続）

第２条　本事業の実施にあたり、以下のとおり手続きを定める。

１　水漁機構は、「運用通知の事業実施手続き」のⅲで承認した事業計画を水産庁から受けたときは事業実施者の委員会名、都道府県、地区、事業積算内容、交付決定日、交付決定額、概算払額、事業実績額等を記載した管理簿を整理する。

２　水漁機構は、事業実施者から別記様式第２－１号で定めた交付申請を受けたときは、以下の点について内容を審査のうえ、助成すべきものと認めたときは、基金の残額の範囲内で速やかに事業実施者へ交付決定を行い、別記様式第２－２号により事業実施者に通知を行うとともに、その写しを水産庁長官に提出する。

（１）「運用通知の事業実施手続」のⅲにより水産庁が承認を行った旨通知された計画に基づく申請であること

（２）交付申請額が、「運用通知の事業実施手続き」のⅲにより水産庁が承認を行った事業積算額を超えていないこと

（３）運用通知別紙（２－１０水産業競争力強化緊急事業）の別紙１の補助対象経費であること。

３　水漁機構は、事業実施者から別記様式第２－３号に定めた交付決定の変更の申請を受けたときは、２に準じて内容を審査のうえ、変更すべきものと認めたときは速やかに交付決定の変更を行い、別記様式第２－４号により事業実施者に通知を行うとともに、その写しを水産庁長官に提出する。

４　事業実施者への交付決定後の軽微な変更は、以下に掲げる変更以外の変更とする。

（１）事業の中止又は廃止

（２）事業実施者の変更

（３）助成額の増加

５　本事業は、原則、精算払いとするが、水漁機構は、事業実施者から、別記様式２－５号で定める概算払請求を受けたときは、補助対象経費、交付決定額を超えていないこと等の内容を審査し、概算払いすべきと認めたときは、事業実施者へ概算払いを行う。

６　水漁機構は、事業実施者から、別記様式２－６号で定める実績報告書をうけたときは、以下の点について内容を審査のうえ、支払すべきと判断したときは、基金の残額の範囲内で速やかに事業実施者へ支払い行う。また、実績報告に記載された請求金額が概算払いを行った金額を下回った場合は、金額の返納を請求する。

（１）「運用通知の事業実施手続」のⅲにより水産庁が承認を行った旨通知された計画に基づく取組内容であること

（２）運用通知別紙（２－１０水産業競争力強化緊急事業）の別紙１の補助対象経費であること。

（３）実績報告に記載された請求金額が、交付決定額を超えていないこと。

（４）その他、運用通知で定められた通知等に反するものではないこと

７　水漁機構は、６で定めた事業実施者への支払いや返納請求で判断つかない場合は水産庁長官と調整する。

（事業実施年度）

第３条　本事業は、国の会計年度と合わせ、当該年度の４月から３月までの間に事業を完了させることとする。ただし、事業実施者が別記様式２－７号で定める事業実施年度延長申請を水漁機構へ提出した場合は、当該年度の翌年度の１会計年度に限り延長することができる。なお、平成 27 年度に運用通知第３の２－１０の別記様式４－１号の事業実施計画書の承認を受けた事業実施者に限り別記様式２－７号の水漁機構への提出がなくとも平成 28 年度まで事業を行うことができるものとする。

（その他）

第４条　本事業の実施に当たり、運用通知、本業務要領、本事業について別途定められた通知等で定められていない事項については、水産庁長官と協議するものとする。

第２　漁船漁業構造改革広域プラン策定支援

（準用規定）

第１条　漁船漁業構造改革広域プラン策定支援に関しては、第１（浜の活力再生広域プラン策定支援）の規定を準用する。

この場合において第１条中「浜の活力再生広域プラン策定支援」とあるのは「漁船漁業構造改革広域プラン策定支援」と、同条１項中「運用通知第３の２－１０の（３）のアの（ア）のａの(d)」とあるのは「運用通知第３の２－１０の（３）のアの（ア）のｂの(d)」と、同条第２項中「運用通知第３の２－１０の（３）のアの（ア）のａの(g)」とあるのは「運用通知第３の２－１０の（３）のアの（ア）のｂの(g)」と、第２条第１項中「事業実施者の委員会名、都道府県、地区、」とあるのは「事業実施者の委員会名、地区、」と読み替えるものとする。

附則（令和２年５月７日）

１　この改正は、令和２年５月７日から実施する。

２　改正前の実施要領に基づき行うこととされている助成事業については、なお従前の例による。